

(令和7年4月時点)

	専攻医	
1 身分	新地方公務員法第22条の2第1項に定める一般職の地方公務員 (会計年度任用職員)	
2 給与	月額	沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程による 【例】 《会計年度任用専門研修医師》 3年次: 436,000円 4年次: 451,000円 ※上記金額は、研修医業務手当(約72,000円)及び地域手当(約46,000円)が含まれる。 また、研修医業務手当については、実績手当として翌月の支給となる。 《会計年度任用医師》 5年次: 741,000円 6年次: 756,000円 ※上記金額は、初任給調整手当(約346,000円)及び地域手当(約50,000円)が含まれる。 ※経歴等により、変動の可能性有り。
3 手当	・時間外勤務手当(見込み額) 当直1回につき ・約33,000円～約65,000円(3年次) ・約34,000円～約67,000円(4年次) ・約57,000円～約111,000円(5年次) ・約58,000円～約113,000円(6年次) ※勤務体制により異なる ・期末手当(6月期、12月期) ・勤勉手当(6月期、12月期) ・通勤手当(片道2km以上) ・休日勤務手当 ・夜間勤務手当 ・宿日直手当 ・退職手当	
※規程により、要件該当時のみ支給		
4 社会保険料等	採用1年目 地方公務員共済組合(短期組合員)・厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険(採用から6ヶ月間) 採用2年目以降(原則) 地方公務員共済組合(一般組合員)、地方公務員災害補償基金	
5 年次有給休暇日数	採用 1年目:年間10日 2年目:年間11日(1年6ヶ月経過後) 3年目:年間12日(2年6ヶ月経過後) 4年目:年間14日(3年6ヶ月経過後) ※前年度に付与された有給休暇で、消化できなかった年次有給休暇については、翌年度に限り繰り越し可。	
6 休暇の種類	有給	1. 年次有給休暇 2. 1以外で要件該当時に別に付与される休暇 (公民権の行使、官公署出頭、感染症予防措置、感染症予防法による交通遮断、病気休暇(私傷病)、災害等による交通遮断、台風来襲による業務停止、風水震災火災等災害による現住居滅失・破壊、妊産婦健康診査及び保健指導、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産補助休暇 等) 3. 慶弔休暇 等
	無給	1. 一歳未満児の世話、 2. 子の看護(9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子)、 3. 介護休暇、 4. 介護時間、 5. 生理休暇、 6. 公傷休暇、 7. 骨髄移植休暇、 9. 短期介護休暇 10. 妊娠職員の通勤緩和
7 その他	採用後、1ヶ月は条件付き採用となる。 アルバイト・副業等は禁止。	
(1)健康管理	健康診断及びストレスチェックを実施	
★ (2)分限・懲戒	地方公務員法に規定される懲戒処分及び分限処分の対象となる。	